

医科診療報酬点数表

平成26年4月版

追補 201504

- 以下の告示・通知等により本書の内容に訂正が生じたので、ここに追補します。

- 平成26年8月29日 保医発0829第5号（平成26年9月1日適用）
- 平成26年9月2日 厚生労働省告示第339号
- 平成26年9月2日 厚生労働省告示第340号
- 平成26年9月2日 保医発0902第1号
- 平成26年9月5日 医療課事務連絡
- 平成26年9月30日 厚生労働省告示第378号（平成26年10月1日適用）
- 平成26年10月17日 医療課事務連絡
- 平成26年11月21日 厚生労働省告示第439号（平成26年11月25日適用）
- 平成26年11月25日 厚生労働省告示第441号
- 平成26年11月25日 厚生労働省告示第442号
- 平成26年11月27日 厚生労働省告示第450号（平成26年11月28日適用）
- 平成26年12月11日 厚生労働省告示第468号（平成26年12月12日適用）
- 平成26年12月18日 保医発1218第2号（平成26年12月18日適用）
- 平成26年12月22日 厚生労働省告示第481号（平成27年1月1日適用）
- 平成26年12月26日 厚生労働省告示第498号（平成27年1月1日適用）
- 平成26年12月26日 保医発1226第1号（平成27年1月1日適用）
- 平成27年1月30日 保医発0130第1号（平成27年2月1日適用）
- 平成27年2月19日 保医発0219第1号
- 平成27年2月23日 保医発0223第2号
- 平成27年3月13日 厚生労働省告示第57号（平成27年4月1日適用）
- 平成27年3月13日 保医発0313第2号（平成27年4月1日適用）
- 平成27年3月24日 厚生労働省告示第113号（平成27年3月25日適用）
- 平成27年3月27日 保医発0327第11号
- 平成27年3月31日 厚生労働省告示第193号（平成27年4月1日適用）
- 平成27年3月31日 厚生労働省告示第195号（平成27年4月1日適用）
- 平成27年3月31日 保医発0331第1号（平成27年4月1日適用）

- 本追補中、下線を付している部分は「追補201408」によって訂正された部分であることを示しています。

- 平成26年11月25日保発1125第2号で、「その他既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、改正法等の内容に合わせて、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」と読み替える等、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。」とされています。

- A218地域加算について、平成27年3月27日保医発0327第11号で、一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則の改正により同令で定める地域及び級地区分が見直され、平成27年4月1日より施行されることですが、平成27年4月1日以降の地域加算の算定に係る地域及び級地区分については、当面の間、なお従前の例によることとされています。

頁	欄	行	訂正前	訂正後
3	—	—	[下から1行目の次に右のように追加]	一部改正 平成26年11月21日 厚生労働省告示第439号(平成26年11月25日から適用)
14	左	上から12～13行目	薬事法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
134	右	上から8～9行目	ペルフェナジン(塩酸ペルフェナジン)	ペルフェナジン(塩酸ペルフェナジン)、ペルフェナジンマレイン酸塩
134	右	上から11行目	レボメプロマジン	レボメプロマジン、レボメプロマジンマレイン酸塩
159	右	—	[B001特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の右欄として追加]	※ 可溶性メソテリン関連ペプチドを悪性中皮腫の治療効果の判定又は経過観察を目的として実施する場合は、悪性中皮腫であると既に確定診断された患者に対して、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。
228	右	下から1～次頁上から2行目	算定する場合は、「別紙様式14」(略)に記載のうえ、診療報酬明細書に添付する、又は「別紙様式14」(略)のとおりの内容が記載された症状詳記を添付する。	算定する場合は、「別紙様式14」(略)に記載のうえ、診療報酬明細書に添付する、又は「別紙様式14」(略)のとおりの内容が記載された症状詳記を添付若しくは当該内容を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
275	右	上から14～15行目	遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤	遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
287	右	上から9～10行目	膵癌におけるK-ras遺伝子検査	膵癌におけるK-ras遺伝子検査、大腸癌におけるRAS遺伝子検査
287	右	—	[D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の右欄として追加]	※ RAS遺伝子検査 ア RAS遺伝子検査は、本区分「1」の悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査には、「悪性腫瘍遺伝子検査について」の(1)から(3)の規定を適用する。
292	右	—	[D006-9WT1 mRNAの右欄として追加]	※ Major BCR-ABL mRNA IS ア Major BCR-ABL mRNA ISは、本区分の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、リアルタイムRT-PCR法により測定した場合に限り算定できる。
301	右	下から16～14行目	◇ エリスロポエチンは、赤血球増加症の鑑別診断及び重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。	◇ エリスロポエチンは、以下のいずれかの目的で行った場合に算定する。 (1) 赤血球増加症の鑑別診断 (2) 重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断 (3) 骨髄異形成症候群に伴う貧血の治療方針の決定
304	右	—	[D009腫瘍マーカーの「19」の右欄として追加]	※ 可溶性メソテリン関連ペプチド ア 可溶性メソテリン関連ペプチドは、本区分「19」の膵癌胎児性抗原(POA)の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、悪性中皮腫の診断の補助又は悪性中皮腫であると既に確定診断された患者に対して治療効果の判定若しくは経過観察を目的として実施した場合に算定する。 ウ 本検査を悪性中皮腫の診断の補助を目的として実施する場合は、以下のいずれかに該当する患者に対して使用した場合に限り算定する。この場合、本検査が必要である理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 a 石綿曝露歴があり、胸水、腹水等の貯留

頁	欄	行	訂正前	訂正後
				<p>が認められる患者</p> <p>b 体腔液細胞診で悪性中皮腫が疑われる患者</p> <p>c 画像診断で胸膜腫瘍、腹膜腫瘍等の漿膜腫瘍が認められる患者</p> <p>エ 本検査を悪性中皮腫の治療効果の判定又は経過観察を目的として実施する場合は、悪性中皮腫であると既に確定診断された患者に対して、本検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に限り、「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料の「ロ」を算定する。</p>
317	右		[D014自己抗体検査の「29」の右欄として追加]	<p>※ IgG₂</p> <p>ア IgG₂は、本区分「29」のIgG₄の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、ネフェロメトリー法による。</p> <p>ウ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p>
336	右	上から4行目	汎用超音波画像診断装置	肝硬度測定は、汎用超音波画像診断装置
336	右		[D215-2肝硬度測定の右欄として追加]	<p>※ Mac-2結合蛋白(M2BP)糖鎖修飾異性体</p> <p>ア Mac-2結合蛋白(M2BP)糖鎖修飾異性体は、本区分の所定点数に準じて算定する。なお、判断料については、「D026」検体検査判断料の「3」の生化学的検査(I)判断料を算定する。</p> <p>イ 本検査は、2ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。</p> <p>ウ 本検査と「D007」血液化学検査の「38」のプロコラーゲン-III-ペプチド(P-III-P)若しくはIV型コラーゲン、同区分「40」のIV型コラーゲン・7S、同区分「43」のヒアルロン酸又は同区分「51」のプロリルヒドロキシラーゼ(PH)を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>
393	右	下から10～9行目	フェノバルビタール	フェノバルビタール、フェノバルビタールナトリウム
394	右	上から8～9行目	ペルフェナジン(塩酸ペルフェナジン)	ペルフェナジン(塩酸ペルフェナジン)、ペルフェナジンマレイン酸塩
394	右	上から11行目	レボメプロマジン	レボメプロマジン、レボメプロマジンマレイン酸塩
403	右		[下から11行目の次に右のように追加]	オ 髄膜炎菌ワクチン
403	右	下から10行目	オ	カ
403	右	下から9行目	カ	キ
403	右	下から8行目	キ	ク
403	右	下から7行目	ク	ケ
403	右	下から6行目	ケ	コ
403	右	下から5行目	コ	サ
403	右	下から4行目	サ	シ
403	右	下から3行目	シ	ス
437	右	下から21～20行目	フェノバルビタール	フェノバルビタール、フェノバルビタールナトリウム
437	右	下から4～3行目	ペルフェナジン(塩酸ペルフェナジン)	ペルフェナジン(塩酸ペルフェナジン)、ペルフェナジンマレイン酸塩

頁	欄	行	訂正前	訂正後
437	右	下から1行目	レボメプロマジン	レボメプロマジン、レボメプロマジンマレイン酸塩
563	右		[K508気管支狭窄拡張術（気管支鏡によるもの）の右欄として追加]	◇ 気管支狭窄拡張術（気管支鏡によるもの）について (1) 気管支熱形成術（気管支サーモプラステイ）を実施した場合は、本区分の所定点数を算定する。 (2) 気管支ファイバースコープに要する費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。
655	右		[N002免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の右欄として追加]	※ CD30 ア CD30は、本区分「6」のその他（1臓器につき）の所定点数に準じて算定する。 イ 本標本作製は、HQリンカーを用いた免疫組織化学染色法により、悪性リンパ腫の診断補助を目的に実施した場合に算定する。
657	右		[N005HER2遺伝子標本作製の右欄として追加]	※ ALK融合タンパクは、非小細胞肺癌患者に対して、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ブリッジ試薬を用いた免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として本区分の「1」に準じて算定する。
657	右		[N005-2ALK融合遺伝子標本作製の右欄として追加]	※ BRAF V600 ア BRAF V600 は、本区分の所定点数に準じて算定する。なお、判断料については、病理診断料・判断料は算定せず、「D026」検体検査判断料の「1」尿・糞便等検査判断料を算定する。 イ 本検査は、根治切除不能な悪性黒色腫患者に対して、BRAF阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
673	左	下から11行目	薬事法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
679	右	下から18～17行目	遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤	遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
699	右	下から7～6行目	遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤	遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
700	右		[上から16行目の次に右のように追加]	乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
715	左	上から2行目	(平成26. 5.23 厚生労働省告示第239号改正)	(平成27. 3.24 厚生労働省告示第113号改正)
717	右	上から9行目	医薬品を除く。)	医薬品を、同年10月1日以降においては別表第4（編注；略）に記載されている医薬品を、平成28年4月1日以降においては別表第7（編注；略）に記載されている医薬品を除く。)
717	右	上から11～12行目	記載されている医薬品	記載されている医薬品（平成27年4月1日以降においては別表第5（編注；略）に記載されている医薬品を、同年10月1日以降においては別表第6（編注；略）に記載されている医薬品を除く。)
717	右	下から12～11行目	遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤	遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
718	左	下から6行目	薬事法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
718	右	上から4～5行目	、アゾルガ配合懸濁性点眼液、テビケイ錠50mg、アテディオ配合錠、ザクラ	、アゾルガ配合懸濁性点眼液、テビケイ錠50mg、アテディオ配合錠、ザクラ配合錠HD、ザクラ

頁	欄	行	訂正前	訂正後
			ス配合錠HD及びザクラス配合錠LD	ス配合錠LD, コムプレラ配合錠及びトリーメク配合錠
721	左	上から2行目	(平成26. 3. 31 厚生労働省告示第199号改正)	(平成26. 12. 22 厚生労働省告示第481号改正)
731	右	上から19～20行目	第6条の2に規定する指定医療機関	第6条の2の2に規定する指定発達支援医療機関
750	左	上から13行目	第6条の2に規定する指定医療機関	第6条の2の2に規定する指定発達支援医療機関
757	右	下から7行目	第6条の2に規定する指定医療機関	第6条の2の2に規定する指定発達支援医療機関
764	左	上から2行目	(平成26. 3. 5 厚生労働省告示第59号改正)	(平成27. 3. 31 厚生労働省告示第195号改正)
772	右	上から8行目	同法第8条の2第2項	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた医療介護総合確保推進法第5条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第8条の2第2項
772	右	上から9行目	同条第3項	介護保険法第8条の2第2項
772	右	上から10行目	同条第7項	医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第8条の2第7項
772	右	上から11行目	同条第11項	介護保険法第8条の2第9項
772	右	上から16行目	第8条の2第9項	第8条の2第7項
772	右	上から24行目	介護保険法	介護保険法第115条の45第1項第一号イに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を行う者又は医療介護総合確保推進法附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法
772	右	上から26行目	又は	若しくは
776	左	上から21～23行目	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律(平成20年法律第93号)第4条第1項	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成20年法律第93号)第3条の2
778	左	上から1行目	第6条の2に規定する指定医療機関	第6条の2の2に規定する指定発達支援医療機関
783	左	下から17～16行目	薬事法施行規則(昭和36年2月1日厚生省令第1号)	医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)
787	左	[下から1行目の次に右のように追加]		乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤
801	左	上から2行目	(平成26. 6. 30 厚生労働省告示第276号改正)	(平成27. 3. 13 厚生労働省告示第57号改正)
805	右	下から2行目	人工関節用部品	人工関節用部品
807	左	上から3行目	④ 関節窩ヘッド 155,000円	④ 関節窩ヘッド ア 標準型 155,000円 イ 外側補正型 164,000円 ウ 下方補正型 164,000円
807	左	上から6行目	(1) 上腕骨側材料 324,000円	(1) 上腕骨側材料 ① 標準型 324,000円 ② 特殊型 339,000円
809	右	下から13行目	(9) トリプルチャンバ(Ⅲ型) 1,620,000円	(9) トリプルチャンバ(Ⅲ型) ① 標準型 1,620,000円 ② 自動調整機能付き 1,690,000円
812	右	[下から7行目の次に右のように追加]		(5) 部品連結用 ① 縦型 185,000円 ② 横型 342,000円
813	左	下から6行目	184 仙骨神経刺激装置 991,000円 185 オープン型ステントグラフト *1,090,000円	184 仙骨神経刺激装置 991,000円 185 オープン型ステントグラフト *1,090,000円 186 気管支手術用カテーテル 323,000円

頁	欄	行	訂正前	訂正後
816	右	下から17行目	薬事法	薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法